昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成22年５月１日 No. 704

労働基準情報

岩手

May
5
2010

『岩手山のある風景』　写真：眞舘弘治

労働保険の年度更新
申告・納付期限は
6月1日から7月10日まで

〔目次〕

平成21年の労働災害発生状況 …… 2
着任のご挨拶 …… 3
いま、なぜ？ワーク・ライフ・バランスなのか!! …… 4
岩手産業保健推進センターのお知らせ …… 5
定期健康診断における有所見率の改善に向けて …… 6
岩手労働局　人事異動 …… 7
クウェスチョン、新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場 …… 8
知っておきたい豆知識　⑤時間外及び休日労働（その2） …… 9
講習会のお知らせ …… 10・11

第三種郵便物承認平成22年５月１日発行労働基準情報岩手

平成21年の労働災害発生状況

平成21年における労働災害による休業４日以上の死傷者数は1,201人となり、平成20年と比較して154人（11.4%）の減少となり、これまで最も少なかった平成19年の1,343人をさらに下回り過去最少となりました。

事故の型別では、「転倒」による災害が246人(全体の20.5%)と最も多く、次いで「墜落・転落」による災害が209人(同17.4%)、「はさまれ・巻き込まれ」による災害が172人(同14.3%)、「切れ・こすれ」による災害が114人（同9.5%）となっています。

平成21年における労働災害による死亡者数は13人で、これまで最も少なかった平成20年の17人をさらに下回り（４人　23.5%)、過去最少となりました。災害は減少していますが、労働災害を撲滅するためには、①リスクアセスメントを通じた作業に対する危険の共有化、②基本的な安全作業の徹底、③安全教育の徹底等の取組みを一層強化する必要があります。

業種			平成21年		平成20年		増減数	増減率
製造業	食料品	水産食料品	34		32		2	6.3%
		上記以外の食料品	79	(1)	① 108	(11)	− 29	− 26.9%
	繊維・衣服その他繊維製品		6		8		− 2	− 25.0%
	木材・木製品、家具・装備品		① 35		41		− 6	− 14.6%
	パルプ・紙、印刷・製本		7		12		− 5	− 41.7%
	化学工業		9		19	(1)	− 10	− 52.6%
	窯業土石製品		18		21		− 3	− 14.3%
	鉄鋼業、非鉄金属		11		26		− 15	− 57.7%
	金属製品		20		24	(1)	− 4	− 16.7%
	一般機械器具		18		14		4	28.6%
	電気機械器具		13		14		− 1	− 7.1%
	輸送用機械製造		8		15		− 7	− 46.7%
	電気・ガス		2	(1)	0		2	
	その他の製造業		20	(2)	22	(1)	− 2	− 9.1%
小計			① 280	(4)	① 356	(14)	− 76	− 21.3%
鉱業			① 7	(1)	7		0	0.0%
建設業	土木工事		⑤ 67	(2)	⑤ 60		7	11.7%
	建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	10		21		− 11	− 52.4%
		木造家屋	66	(2)	① 60		6	10.0%
		その他の建築工事	① 50	(2)	52		− 2	− 3.8%
	その他の建設		32		① 35	(1)	− 3	− 8.6%
小計			⑥ 225	(6)	⑦ 228	(1)	− 3	− 1.3%
運輸交通業	旅客運送業		8	(3)	① 18	(4)	− 10	− 55.6%
	道路貨物運送業		86	(11)	② 119	(13)	− 33	− 27.7%
	その他の運輸交通業		0		1		− 1	
貨物取扱	陸上貨物							
	港湾運送業		1		0		1	
林業			④ 77		② 59		18	30.5%
漁業			25		① 13		12	92.3%
商業			151	(15)	① 167	(16)	− 16	− 9.6%
その他	旅館業		26	(1)	21		5	23.8%
	ビルメンテナンス業		29		29		0	0.0%
	その他（上記以外の全ての業種）		① 286	(41)	② 337	(56)	− 51	− 15.1%
合計			⑬ 1,201	(82)	⑰ 1,355	(104)	− 154	− 11.4%

(注)・労働者死傷病報告による休業４日以上のもの。
・○内は死亡者数(内数)である。
・(　)内は交通労働災害者数(内数)である。

着任のご挨拶

岩手労働局総務部
部　長

齋　藤　　昇

４月１日付けで岩手労働局総務部長を拝命いたしました齋藤と申します。こちらに着任する前は民間の事業主の方が労働者に対して職業訓練等を実施した場合に経費等を援助する業務などを担当しており、労働局におけるいわゆる三行政とは関わりが少なかったことから、今般、岩手労働局で総務を担当させていただくにあたり、身の引き締まる思いをいたしております。

雇用情勢や労働環境など労働者を取り巻く情勢は、今後も厳しい状況が予測されているところでありますが、岩手労働局における三行政の推進のために微力ながら努力して参りたいと考えておりますので、会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

岩手労働局労働基準部
監督課長

藤　中　基　之

４月１日付けにて、岩手労働局労働基準部監督課長に着任いたしました藤中です。よろしくお願い申し上げます。こちらに着任する前は、奈良労働局にて労働安全衛生業務を担当しておりました。

さて、近年、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっております。

このため、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が、本年４月１日に施行されました。コンプライアンスは勿論のこと、労使間のみならず家族、社会等広義のステークホルダーに対するＣＳＲの一環として積極的に取り組んでいただければと考えております。

協会、また、会員皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

花巻労働基準監督署
署　長

松　本　秀　二

４月１日付けをもって花巻労働基準監督署長に着任しました松本です。花巻署は平成４年度から６年度に勤務して二度目となります。花巻署管内の状況は当時とは大きく変化しておりますが、労働者の労働条件の確保・改善、労働災害の防止は労働行政が取り組むべき不変の課題です。それに加え、心の健康の問題にも関心が高まっているところです。

このような諸課題に署員一同積極的に取り組んで参る所存ですが、今後の労働行政の推進におきましては、会員事業場の皆様のご理解・ご支援が益々重要になるものと考えますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

一関労働基準監督署
署　長

佐　藤　範　雄

４月１日付けで一関労働基準監督署長を拝命いたしました佐藤と申します。昨年４月に、東京労働局から花巻労働基準監督署に第一課長として赴任し岩手県の勤務は２年目で、今回初めて署長として勤務いたします。厳しい経済・雇用情勢が続く中、法定労働条件の確保・改善、労働災害防止、労災補償の各対策の推進に微力ながら精一杯努めて参りたいと思います。会員皆様のご理解、ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

大船渡労働基準監督署
署　長

徳　力　信　二

４月１日付けで大船渡労働基準監督署長を拝命いたしました徳力でございます。東京局から転勤してまいりました。働く方たちの安心安全を守るために、労働条件確保改善、労働災害防止、労災保険適正給付を柱として業務を進めていきたいと考えております。

岩手労働基準協会会員の皆様には前任者同様、よろしくご支援を賜りますようお願い申しあげ、着任のあいさつとさせていただきます。

第三種郵便物承認平成22年５月１日発行労働基準情報岩手

いま、なぜ？ ワーク・ライフ・バランスなのか!!

―内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定から２年―

◆いま、なぜ、ワーク・ライフ・バランス？

少子・高齢化が進み労働力人口の減少に歯止めがかからない状況が続いています。

今後、若年者、女性、高齢者等の労働市場への参加を促し、人材を積極的に活用していくための環境を整えることがこの岩手でも必要不可欠となってきております。企業（事業者）、国民（労働者）一人ひとりそれぞれの立場で、仕事とそれ以外の生活とのバランスをとりどちらも充実できるようにするために、ワーク・ライフ・バランスについて考える必要があります。

岩手労働局は岩手県と連携して「岩手県仕事と生活の調和推進会議」を設置し、労使をはじめ地方公共団体、学識経験者等から幅広く意見を求め、岩手の実情にも配慮したワーク・ライフ・バランスの実現に向けた提言（岩手の提言）をとりまとめました。その「岩手の提言」では推進プログラムを次のように示していますので紹介します。

今、企業の担当者だけでなく働いている方一人ひとり「働き方・働かせ方」を見直してみませんか？

＊【岩手の提言】リーフレットは岩手労働局監督課にあります。

重点目標その１『労働時間の縮減』

－平成19年岩手の総労働時間数1,943時間（全国1,850時間）を平成24年に1,850時間まで減少をめざして－

＜実現のための手法＞

①所定休日を増やしましょう

②「仕事の棚卸し」・「仕事の選択と集中」検討

③「ノー残業デー」を設定・実行しよう

重点目標その2『年次有給休暇の取得率アップ』

－平成24年度までに60%をめざして－

＜実現のための手法＞

①年休の計画的な付与（週休日＋連続休暇に）

②社内で年休取得予定表を作成

③年休取得の推進担当者を決める

重点目標その3『育児休業取得率の向上』

－女性の取得率・平成18年77.8%→平成24年80%、男性の取得率・平成18年1.1%→平成24年5%、平成29年10%めざして－

＜実現のための手法＞

①社内規定の整備と社員への制度の周知

②育児休業中の本人の仕事のカバー

③休業中の経済補償

④職場復帰プログラムの設定

⑤男性の育児休業取得の促進

重点目標その4『子育てしやすい環境の整備』

－第一子出産を契機に女性の約７割が退職。６歳未満の子を持つ夫の育児時間は週に33分だけ！－

＜実現のための手法＞

①社員（男女とも）への周知と啓発

②一般事業主行動計画の策定と実行（平成23年4/1～101人以上の企業義務化）

③具体的な諸対策の導入

・短時間勤務制度（育児期に選択）

・フレックスタイム制度

・部分的な在宅勤務（週１～２日程度）

・労働時間の弾力化(始業・終業時刻の選択性)

・社内版育児支援措置（相談窓口・費用負担）

重点目標その5『特別休暇制度の創設』
―県民の50%が「家庭生活・社会生活と仕事を両立させたい」と希望しているが実現している人は24.1%のみー

＜実現のための手法＞
①地域や企業に合わせた休暇制度を創設
・地域の祭礼参加休暇
・地域消防団活動、清掃活動参加休暇
・社内の目標達成記念休暇
・PTA活動参加休暇
②リフレッシュ休暇（勤続20・30年）制度創設
③育児等支援特別休暇制度創設
・配偶者出産休暇
・予防接種・誕生日休暇

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、労務管理担当者、事業主などの労働者の健康に関する業務を担う方（産業保健スタッフ）を対象に、各種研修会を開催しています。５、６月の研修開催予定は次のとおりです。お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366　FAX 019-621-5367）またはホームページ（http://www.sanpo03.jp/）から。受講料は無料です。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
５月10日（月） 13:30～16:30	マリオス18階 184会議室	**カウンセリング手法の研修　積極的傾聴スキルの習得②（４回シリーズ）** ・実習とワークを中心に積極的な傾聴法のスキルを習得する研修
５月20日（月） 13:30～16:30	アイーナ７階 703会議室	**「メタボリックシンドローム対策・健康診断の事後措置～食事と栄養の面からのメタボリック対策～」** ・食生活の面からメタボ改善の知識を得るための講義
５月24日（月） 13:30～16:30	アイーナ７階 701会議室	**管理監督者のためのメンタルヘルス対策研修②　ラインケアの具体的な活動** ・事例を通じて部下への対応方法の実際を習得していく研修
６月１日（火） 13:30～16:00	岩手県トラック会館	**「蜂刺され対策（アナフィラキシーショックと蜂の生態等）」** ・蜂刺されによる死亡を防止するための医師による講義（林災防共催）
６月14日（月） 13:30～16:30	マリオス18階 186会議室	**カウンセリング手法の研修　積極的傾聴スキルの習得③（４回シリーズ）** ・実習とワークを中心に積極的な傾聴法のスキルを習得する研修
６月17日（木） 13:30～15:30	アイーナ７階 702会議室	**管理監督者のためのメンタルヘルス対策研修③　うつ病等精神疾患の基礎知識** ・精神科専門医によるうつ病等精神疾患の症状や治療の解説
熱中症対策研修（共催）	基準協会盛岡支部（６月11日）大船渡支部（６月15日）、一関支部（６月16日） →申し込みは各支部へ（受講料は各支部へお問合せください） 陸災防共催（６月18日）　→申し込みは推進センターへ（受講料無料）	

担当者の受講をよろしくおねがいします。

第三種郵便物承認平成22年５月１日発行労働基準情報岩手

定期健康診断における有所見率の改善に向けて

定期健康診断を受診した労働者のうち異常の所見のある者の占める割合（以下「有所見率」という）は全国的には平成20年に51％に達し、半数を超える労働者が有所見者※1という状況となっています。岩手県においては55.8％と全国平均を上回っています。このうち、血中脂質検査・血圧等、いわゆる生活習慣病に関わる項目の有所見率が高い状況です。

生活習慣病の予防のためには、定期健康診断結果を有効に活用し、有所見となった項目の改善のため、事業者及び労働者による取組みが必要です。

※１「有所見者」とは、健康診断を受診した労働者のうち異常の所見のある者

事業者及び労働者による有所見率改善のための取組み

1　事業者が取り組むこと

①定期健康診断実施後の措置

・医師からの意見聴取

・作業転換、労働時間の短縮等の措置

②健康診断結果の労働者への通知

2　事業者と労働者が取り組むこと

①定期健康診断結果に基づく保健指導

・栄養改善、運動等

②健康教育の実施

定期健康診断を実施しましょう

職場で働いている方々の健康診断は、労働安全衛生法第66条により事業者にその実施が義務付けられています。生活習慣病の予防には早期の対策が必要であり、的確な健康診断の実施と適切な事後措置が求められます。

岩手労働基準協会では、健康診断機関と契約し、会員事業場の皆様に効率的かつ的確な健康診断ができるよう「健診事業」を行なっていますのでご利用いただきますようご案内いたします。

お申込、健診内容については各支部にお問い合わせください。

岩手県の定期健康診断有所見率の推移（全産業）

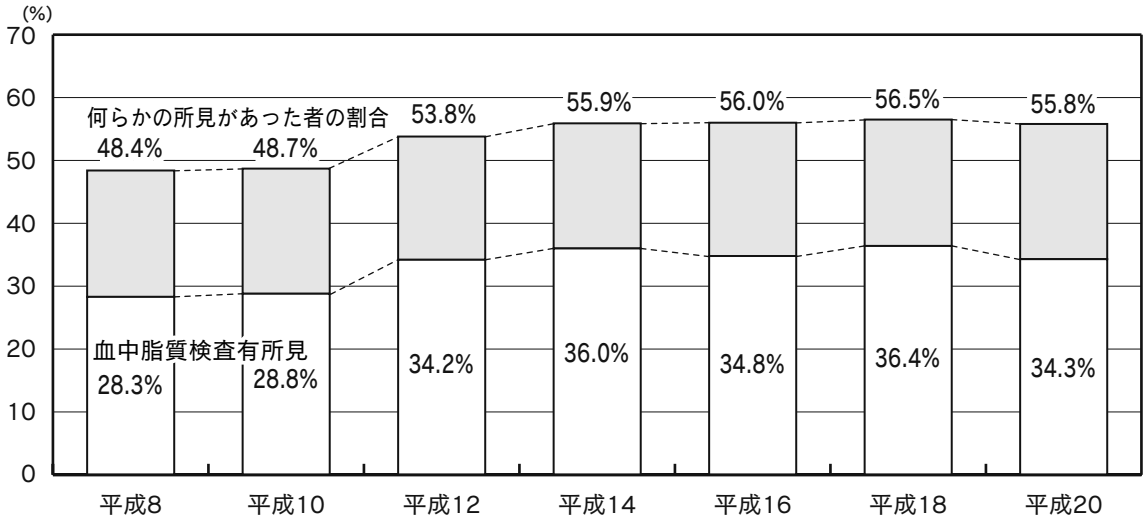

（注）労働者50人以上の事業場の健康診断結果

岩手労働局　人事異動

平成22年４月１日付

	新官職	氏　名	旧官職
総務部	**総務部長**	齋藤　昇	厚労省能開局課長補佐
	総務課		
	人事計画官	安倍　賢	総務課課長補佐
	総務係長	境澤　淳	総務課人事係長
	会計第二係長	加藤　公義	総務課会計主任
	人事主任	植村　英行	企画室企画主任
	会計主任	小田島　学	盛岡署補償係長
	労働保険徴収室		
	適用指導官	若月　敏幸	総務課総務係長
	適用主任	畠山　剛	花巻署補償係長
	企画室		
	労働紛争調整官	唐崎　勝	監督課監督係長
労働基準部	**監督課**		
	課　長	藤中　基之	奈良局安全衛生課長
	課長補佐	福田　利文	安全衛生課衛生専門官
	専門監督官	片山　敏	賃金室賃金指導官
	賃金室		
	賃金指導官	久保　節子	労災補償課医療監察官
	安全衛生課		
	安全衛生係長	漉磯　寿	釜石署第二課長
	労災補償課		
	労災管理調整官	藤本　行男	監督課課長補佐
	労災医療監察官	菅野　浩之	盛岡署労災課長

出向	厚生労働省へ	黒沢　秀之	総務部長
	長崎労働局へ	大屋　勝紀	労働基準部監督課長
	青森労働局へ	三浦　修一	花巻署長
	東京労働局へ	恒田美代子	一関署長
	大分労働局へ	東　丈雄	大船渡署長

新官職	氏　名	旧官職
盛岡監督署		
第二方面主任	鈴木　賢治	室蘭署主任監督官
業務課長	佐藤　貴史	花巻署第三課長
労災課長	奥山　淳	盛岡署業務課長
補償係長	斉藤　弘昌	盛岡安定所適用係長
補償係長	新藤　淳	盛岡安定所給付係長
宮古監督署		
第二課長	高橋　功一	二戸署第二課長
釜石監督署		
第一課長	相澤　隆之	仙台署第四方面係長
第二課長	藤元　佳能	宮古署第二課長
補償係長	志田　正樹	盛岡署補償主任
花巻監督署		
署　長	松本　秀二	総務課人事計画官
第一課長	千田　成人	釜石署第一課長
第三課長	菊池　嘉晃	一関署第二課長
庶務係長	柴田　一成	釜石署補償係長
安全専門官	武藤　慶蔵	宮古署安全専門官
補償係長	鎌田　雄二	花巻署庶務係長
一関監督署		
署　長	佐藤　範雄	花巻署第一課長
第二課長	菅原　嘉宏	労災補償課給付調査官
補償係長	佐藤　淳	宮古署補償係長
大船渡監督署		
署　長	徳力　信二	八王子署次長
第一課長	副島　拓也	賃金室統計調査係長
二戸監督署		
第一課長	田中　仁	大船渡署第一課長
第二課長	佐々木善一	徴収室適用第二係長

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　部	019-623-6521	019-623-6424	honnbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-22-3944	0193-22-3944	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-27-3797	0192-27-8974	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クウェスチョン　中小規模事業場の安全衛生管理体制について

Q 当社では、製造業を営んでいますが、最近労働災害が続いて発生してしまいました。当社で働く労働者は25人なのですが、同じ製造業を営む友人が経営する工場では、50人以上の労働者が働いていて、安全管理者や衛生管理者を選任していると聞きました。当社のような規模の事業場では、そうした管理者を選任して災害防止の取組みを行う必要はないのでしょうか。

A 労働災害の発生状況をみると、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない中小規模事業場における労働災害の発生率が高くなっており、また、中小規模事業場においては、災害防止の取組みが必ずしも十分とはいえない状況にあります。

そこで労働安全衛生法では、「常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、その者に事業場における安全衛生に係る業務を担当させなければならない」こととしています。

安全衛生推進者等を選任したときは、その者の氏名を作業場の見えやすい箇所に掲示する等により関係する労働者に周知しなければならないことになっています。また、その者が行う安全衛生の業務についても掲示しておくのが望ましいでしょう。

安全衛生推進者等は、都道府県労働局長の登録を受けたものが行う講習を修了した者、その他「安全衛生の業務を担当するために必要な能力を有すると認められる者」から選任する必要があります。くわしくはお近くの労働基準監督署または岩手労働局安全衛生課にお尋ねください。

①安全衛生推進者を選任しなければならない業種の事業場
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

②衛生推進者を選任しなければならない業種は、上記①以外の業種の事業場です。

安全衛生推進者養成講習

当協会では、「登録安全衛生推進者養成講習機関第１号」と岩手労働局長の登録を受けており、安全衛生推進者養成講習を実施しています。

上記クウェスチョン文中の「安全衛生の業務を担当するために必要な能力を有すると認められる者」以外の方を選任する場合は、この講習を受講していただくことになります。

今年度の開催予定は、５月６・７日花巻支部、８月２・３日盛岡支部、８月31日・９月１日釜石支部、10月10・11日宮古支部、１月13・14日一関支部となっています。お問合せは、各支部にお願いいたします。

新会員事業所のお知らせ　３月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事業所名	所在地
盛岡	城北電機㈱	盛岡市
盛岡	㈲長山工務店	滝沢村

支部名	事業所名	所在地
釜石	㈲佐々友工業	大槌町
大船渡	㈲佐藤林業	陸前高田市

岩手労働局長認定　《３月認定分》

認定番号	事業場名	市町村名
731	東亜建設工業㈱東北支店久慈築造作業所 久慈港湾口地区防波堤（南提）築造工事（その２）	久慈市

快適職場事業場

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉岩手快適職場推進センター　〒020－0022　盛岡市大通一丁目１番16号　㈶岩手労働基準協会内
TEL （０１９）６２３－６５２１
FAX （０１９）６２３－６４２４

シリーズ

知っておきたい 豆知識

⑤ 時間外及び休日労働（その２）

◆割増賃金の支払

法定時間外労働、法定休日労働の場合は、割増賃金の支払いが必要となります。

今回の労働基準法の改正により、時間外労働の時間数で割増率が異なります。

時間外労働

現　行	平成22年４月から	
２割５分以上	月の決定時間外労働時間数	割　増　率
	～45時間	２割５分以上
	45時間超～60時間	２割５分を超える率（注１）
	60時間超～	５割以上（注２）

（注１）　平成22年４月１日からは、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を特別条項付き時間外労働協定で定めることが必要となります。

この割増賃金率を定めるにあたっては、２割５分を超える率とするように努めなければなりません。

（注２）　平成22年４月１日からは、１か月60時間を超える法定時間外労働に関しては、５割以上の率とする必要があります。なお、中小企業には、当分の間、適用が猶予されます。

深夜労働 ➡ ２割５分以上

休日労働 ➡ ３割５分以上

法定時間外労働・法定休日労働が深夜（22時～５時）に及んだときは、法定時間外労働の場合は（２割５分＋２割５分＝５割）、法定休日労働の場合は（３割５分＋２割５分＝６割）となります。

◆算定基礎賃金

割増賃金の算定の基礎となる賃金は、

【通常の労働時間または労働日の賃金】＋【各種手当】

となりますが、各種手当のうち、次のものは除外できます。

- 家族手当　● 通勤手当　● 別居手当
- 子女教育手当　● 住宅手当　● 臨時に支払われた賃金
- １ヵ月を超える期間ごとに支払われた賃金

（名称ではなく内容により判断されます）

割増賃金の計算方法

①日給制の場合

$$1時間当りの割増賃金額＝\frac{日給額}{1日の所定労働時間}×割増率$$

②月給制の場合

$$1時間当りの割増賃金額＝\frac{月給額}{1カ月の所定労働時間数}×割増率$$

（１年間の月平均所定労働時間数）

③日給制の賃金に月単位での手当がある場合

日給部分は①で、手当部分は②で計算し、合算する。

◆端数処理

時間や割増賃金に端数が生じる場合がありますが、次の方法は常に労働者に不利になるものではないので、事務簡便の観点から認められています。

端数が生じた場合		処理方法
①１カ月間の時間外・休日・深夜労働について、それぞれの時間数の合計に１時間未満の端数がある場合	➡	30分未満の端数を切り捨て、それ以上を１時間に切り上げる。
②１時間当たりの賃金額・割増賃金額に１円未満の端数が生じた場合	➡	50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を１円に切り上げる。
③１ヶ月間の時間外・休日・深夜労働について、それぞれの割増賃金の総額に１円未満の端数が生じた場合	➡	

日々の時間数の端数処理

１日における時間外・休日・深夜労働の各時間数に端数が生じても、１分単位の時間を切り捨てることはできません。

第三種郵便物承認平成22年５月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

22年７月迄のご案内

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技能講習等	有機溶剤作業主任者技能講習	5/12(水)～13(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本　部	7,350	1,680
		7/21(水)～22(木)	岩手県自治会館	100	本　部		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6/2(水)～4(金)	定員になりました	80	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
	プレス機械作業主任者技能講習	7/28(水)から29(木)	北上オフィスプラザ	100	本　部	7,350	1,470
	玉掛け技能講習	5/18(火)～20(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		5/18(火)から19(水)・21(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		6/8(火)～10(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		6/8(火)～9(水)・11(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		6/14(月)～16(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/14(月)～15(火)・17(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/15(火)～17(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/16(水)～18(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		6/17(木)～19(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/17(木)～18(金)・20(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/21(月)～23(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		6/21(月)～22(火)・24(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		7/12(月)～14(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		7/12(月)～13(火)・15(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	5/14(金)・23(日)・30(日)・6/5(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部	28,350	1,470
		5/18(火)～21(金)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		5/18(火)・24(月)～26(水)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		5/18(火)～21(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/14(月)～17(木)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		6/21(月)～24(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		6/22(火)～25(金)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		6/22(火)・28(月)～30(水)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		7/6(火)～9(金)	釜石職業訓練協会片岸校他	30	釜石支部		
		7/6(火)・12(月)～14(水)	釜石職業訓練協会片岸校他	30	釜石支部		
		7/17(土)～19(月)・24(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/20(火)～23(金)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		7/20(火)～23(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		7/20(火)・26(月)～28(水)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	6/18(金)・21(月)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	11,550	1,470
		7/17(土)・25(日)	アイ・ドーム他	20	一関支部		

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	小型移動式クレーン運転技能講習	5/12(水)～14(金)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		5/12(水)～13(木)・17(月)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		5/19(水)～21(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	6/1(火)～3(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		6/10(木)～12(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/10(木)～11(金)・13(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/15(火)～17(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		6/15(火)～16(水)・18(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		7/6(火)～8(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		7/6(火)～7(水)・9(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		7/12(月)～14(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		7/20(火)～22(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
	ガス溶接技能講習	7/5(月)～6(火)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部	9,450	735
		7/27(火)～28(水)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
特別教育講習	アーク溶接特別教育	5/10(月)～11(火)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050
		6/24(木)～25(金)	大船渡職業能力開発センター	30	大船渡支部		
		7/29(木)～30(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	クレーン運転業務特別教育	5/13(木)～14(金)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,400 9,450	1,500
		7/10(土)～11(日)	日通商事㈱盛岡支店	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	6/3(木)～4(金)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部	12,900 13,950	1,600
		7/9(金)～10(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部		
	低圧電気取扱作業者特別教育	7/1(木)～2(金)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	8,400 9,450	630
	粉じん作業特別教育	6/28(月)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	4,200 5,250	630
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/16(金)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	5,250 6,300	1,050
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	7/8(木)	岩手県自治会館	50	本部	4,200 5,250	840
その他	職長教育	7/5(月)～6(火)	花巻市技術振興会館	36	花巻支部	11,550 12,600	840
		7/13(火)～14(水)	岩手県自治会館	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者教育	5/20(木)～21(金)	アイ・ドーム	30	一関支部	11,550 12,600	1,470
		6/17(木)～18(金)	大船渡商工会議所	40	大船渡支部		
	安全担当者研修会	6/11(金)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/22(火)～23(水)・ 6/29(火)～30(水) の4日間	岩手県自治会館	100	本部	12,600 14,700	6,510
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/15(火)～17(木)	岩手県自治会館	100	本部	10,080 12,180	4,200

※衛生管理者試験準備講習テキスト　第1種　衛生管理(上)2,100円、衛生管理(下)2,100円、衛生管理者問題集2,310円
第2種　衛生管理(上)1,575円、衛生管理(下)　945円、衛生管理者問題集1,680円

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは７ページをご覧ください

第三種郵便物承認平成22年５月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

平成21年の労働災害の発生状況が発表されました。過去最少となった休業４日以上の労働災害は何件でしょうか。

① 1,335件

② 1,334件

③ 1,201件

ヒント　本誌２ページに関連記事

- ●応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- ●締め切り　平成22年５月24日（金）消印有効
- ●宛先　〒020－0022　盛岡市大通一丁目１－16
  ㈶岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－623－6424
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- ●賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ●４月号の正解　①

監修：中災防、マンガ：ミヤチ　ヒデタカ

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

完璧なほどつまらないものはない

完璧なものは、それ以上になることがありません。日光の陽明門の柱の一本はわざと上下を反対にして、未完成に見せているそうです。そのほうが未来が見えます。

（川柳原生林２月号〈杜若〉河野康夫作品より）

編集後記

○就職難のなか、今年も各企業が新入社員を迎え入れた。希望をもって入社した若い人たちが一日も早く戦力となり、自分の頭で考え自分の足で歩けるよう願っている。一方で今、勤労者のなかで、しかも若い人のなかに心の病にかかる人の割合が増えている。こうした現状を踏まえ、企業におけるメンタルヘルス対策の必要性が認識され、対策を講じる企業が増加している。当協会（中災防岩手県支部）では、従業員が働きやすい職場をめざし、メンタルヘルス対策を推進するための仕組みや体制づくり等について、専門家を企業に派遣し、支援を行っている。厚労省の委託事業であり料金は無料である。企業規模の大小に拘わらず是非活用して頂きたい。（M・S）

岩手の死亡災害（３月末）

製造業	1	（1）
鉱業	0	（1）
建設業	0	（3）
運輸業	1	（0）
林業	2	（1）
商業	0	（0）
その他	1	（0）
累計	5	（6）

（　）内は前年同期

発行　平成22年５月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発行所　財団法人岩手労働基準協会／盛岡市大通一丁目１－16
岩手教育会館7Ｆ／〒020－0022／☎019－623－6521
FAX019－623－6424

編集・発行人　佐藤征勝